



一連の違法伐採対策規制に対する FSCの対応

安井 静

FSCジャパン ネットワーク・マネージャー

FSCの違法伐採に対する考え方

- 全ての違法伐採が悪の元凶ということではない:
小規模、伝統的、地元での消費など、
単に合法化されていないだけというものもある。
- しかし、ほとんどの違法伐採は環境や社会へ悪影響を及ぼす:
森林破壊 森林劣化
水質汚染 土壌の栄養や炭素蓄積の損失(気候影響)
危険を伴う労働環境
地元や先住民のコミュニティーが持つ権利の侵害など。

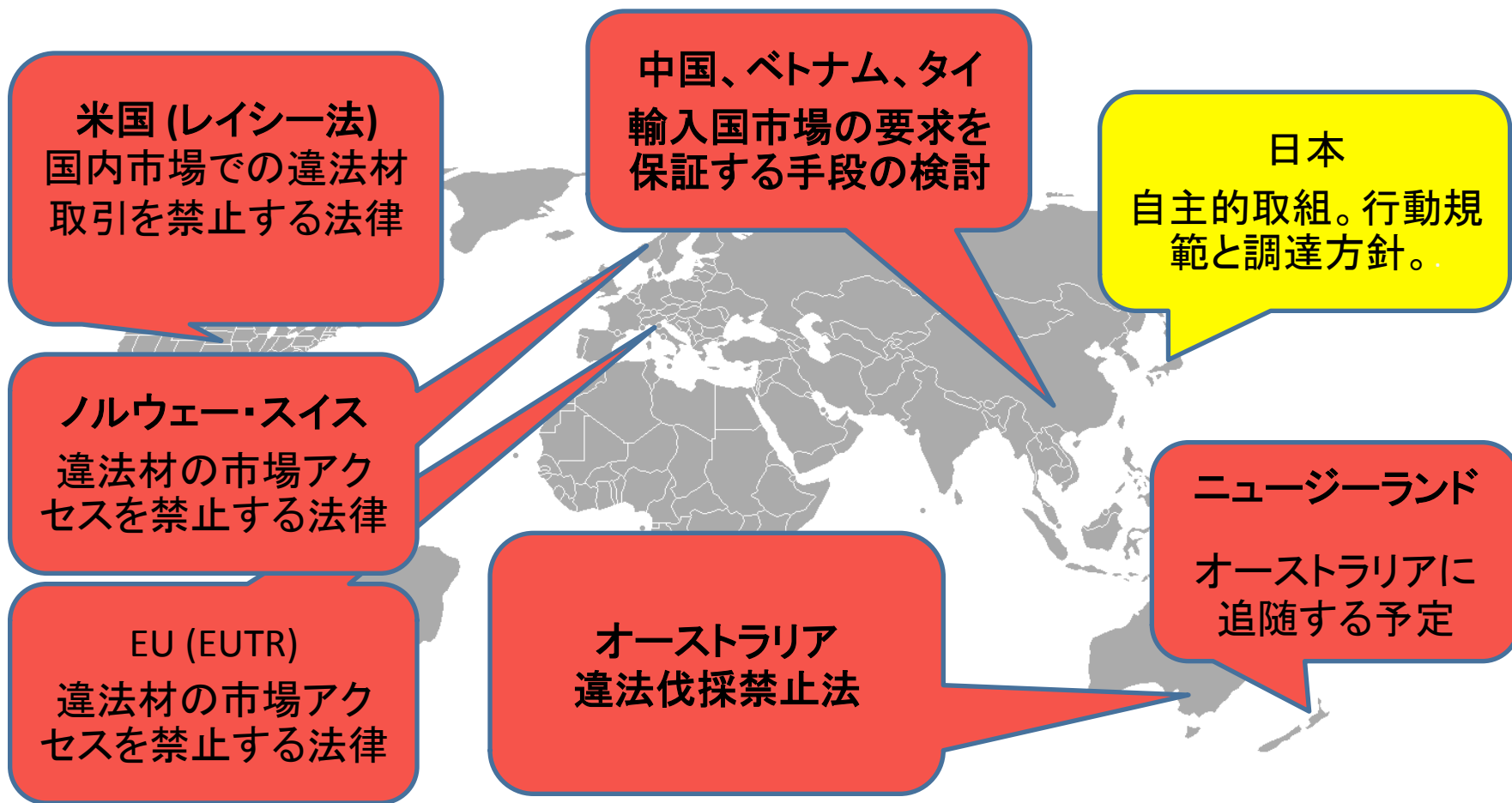
違法伐採の経済的影響

価格への悪影響 (7-16%): 持続可能性への投資の効果を弱める

オーストラリア政府: 地球全体での違法材の経済的コストは年間約460億USDドル。社会・環境のコストを試算すると、年間約605億USDドル。

UNEP/INTERPOL “*Green Carbon/Black Trade*”: 世界の木材伐採の10~30%は違法伐採によるもので、その価値は毎年300億~1000億ドルと推測。

違法材を阻止する法的措置



FSCの違法材規制措置に対する考え

- 違法材規制は重要：
森林破壊や劣悪な労働状況、先住民の権利侵害、天然資源の収奪、規制当局の汚職抑制に繋がるから。
- 法律の遵守は責任ある森林管理の基本→原則1
- FSCのミッション、認証取得者の努力を守る：
公平な競争が確保される。安い違法材との競争をしなくてすむ。

FSC認証が提供するもの



最も信頼性の高い認証制度として：

FSC認証材はリスクな国からのものでも100%合法であるべき。

信頼性をかけて、絶対にFSCサプライチェーンから違反者をだすわけにはいかない。

注意点

レイシー法とEUTRでは民間の認証制度は公式に認定されていない:

FSC認証材はデューデリジェンスの実施義務対象となる。→認証取得者に認証のメリットを確保するため、FSC内でデューデリジェンスが完結するように対応。

EUTRやレイシー法は他国の企業を規制するものではない:

日本企業は現地の顧客のDDS実施をサポートする立場。

FSCはFSCシステム外のサポートはしない:

非認証材や非管理木材については、独自に対応しなくてはならない。

デューデリジェンス・システム(DDS)とFSCシステムのギャップ

1. 情報

オペレーターは木材・木材製品に関する情報にアクセスでき、伐採国、樹種¹、数量、供給者情報、国の規制順守¹に関する情報を確保すること。

2. リスクアセス

オペレーターは1の情報をもとに規制の基準を考慮しサプライチェーンの違法材リスクの評価を実施²すること。

3. リスク緩和

サプライチェーンに違法材のリスクがある場合、オペレーターは供給者に追加情報や第三者証明を要求する²などしてリスク緩和すること。

対策:

¹ アドバイスノート発行

² オペレーターはFSC材やCW材を低リスクと判断したい/する可能性が高いが、所轄官庁がどう判断するかは不明。

サプライヤから伐採地の情報を入手できる状態にしておくのが望ましい。→OCPの導入

FSC認証材、管理木材の伐採地における合法性確保の根拠を示すアドバイスノート

発効日: 2013年3月1日

FM監査対象

ADV-20-007-17 | Applicable National and Local Laws and Regulations

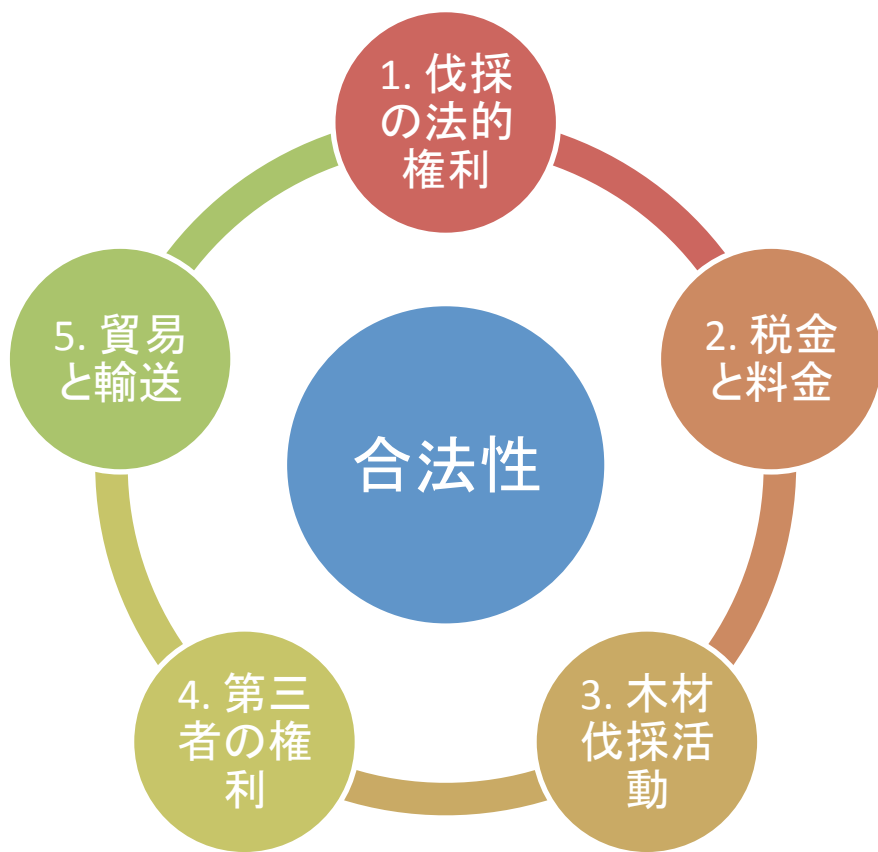
管理木材管理林対象

ADV-30-010-01 | Applicable National and Local Laws and Regulations for Controlled Wood for Forest Management Enterprises

CoC認証取得者対象

ADV-40-005-19 | Applicable National and Local Laws and Regulations for Controlled Wood Company Risk Assessment

FM、CW林管理、CW企業リスクアセスメントに適用されるの国内法、現地法規制に関する最低限のリスト



- 1.1 土地所有と管理の権利
- 1.2 伐採権ライセンス
- 1.3 管理及び伐採計画
- 1.4 伐採許可
- 2.1 ロイヤルティ、伐採費の支払い
- 2.2 付加価値税やその他の販売税
- 2.3 所得税、利益税
- 3.1 木材伐採規制
- 3.2 保護区、保護種
- 3.3 環境的要求事項
- 3.4 安全衛生
- 3.5 合法的な雇用
- 4.1 慣習的権利
- 4.2 FPIC
- 4.3 先住民の権利
- 5.1 樹種、量、質の分類
- 5.2 貿易と輸送
- 5.3 外国間貿易と移転価格
- 5.4 税関規制
- 5.5 CITES

FSC認証製品、加工流通における合法性確保のためのアドバイスノート

CoC認証取得者対象

ADV-40-004-09 | Minor components

ADV-40-004-10 | Access to information required by timber legality legislations

ADV-40-004-11 | Trade and customs laws

ADV-40-004-09 | 少量の構成材

2012年11月1日改定

13/1/1~未完成製品への少量構成材使用の表示

2013年2月27日再改定

13/03/01~違法材規制実施国に関係する製品、商業活動での少量の構成材使用を禁止

13/12/31~世界全体で少量の構成材を含む製品の生産の禁止

14/12/31~世界全体で少量の構成材を含む製品の販売の禁止

ADV-40-004-10 | 木材合法規制で要求される情報へのアクセス

2012年11月1日発効:2013年2月27日改定

- 顧客から要求があれば、直ちにFSC認証材、FSC管理木材の合法規制順守に関する情報を提供すること。
 - 樹種
 - 伐採地(国又は必要な場合は地方レベル)
 - 関連する貿易と税関法への順守の証明
- 情報提供の様式、頻度については、顧客と取り決めてよい。
- 必要な情報を持ち合わせていない場合、情報を入手できるまで川上に遡上し問い合わせること。

ADV-40-004-11 | 貿易と関税法 new!

2013年2月27日発効

FSC認証材、認証製品を輸出入する認証取得者は全ての貿易と関税に関する法律に順守すること。

例えば:

- 木材製品の輸出に対する禁止、割当、その他の規制(原木や粗挽材の輸出禁止など)
- 木材、木材製品の輸出許可書の要求
- 輸出木材、木材製品の公的認定当局の要求
- 木材製品の輸出に課せられる税金や関税

管理木材リスクアセスメント システム強化

管理木材のためのリスクアセスメント:

- 管理木材基準:

国別リスク検証の責任を各企業からFSCへ移行
企業による現地リスク検証プログラムの見直し

承認済み国別アセスメント結果の入手、その他の情報

<http://www.globalforestregistry.org/>

オンライン・クレーム・プラットフォーム(OCP):

- FSC材のサプライチェーン全体の取引の管理を改善、簡略化するインターネットクラウドシステム。
- 所轄官庁の問い合わせがあれば、樹種、伐採地、貿易及び関税法への順守などの情報を開示することができる。
FSC製品を調達する非認証取得者(=小売業者)が製品のトレーサビリティを自由に確認できるようになる。
- FSC認証取得者は取引毎に請求書上の情報をOCPに入力。

2013年10月にリリース予定。認証取得者はできるかぎり早く利用を開始。
1年以内に完全な導入完了を予定。

毎月末ウェビナー実施中:<https://ic.fsc.org/technical-updates.325.286.htm>

FSCウェブサイトで公開している他の資料

“Questions & Answers about FSC and the EU Timber Regulation”

“Implementation Guide for FSC Certificate Holders and other companies selling FSC products in the EU”

<https://ic.fsc.org/timber-regulation.46.htm>

関連情報

www.claims-forum.fsc.org (OCPに関するフォーラム)

www.globalforestregistry.org/ (管理木材リスク評価)

ECのEUTRページ

http://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm



Forest Stewardship Council®

Forest Stewardship Council® FSC ジャパン ナショナルオフィス

160-0023 東京都新宿区
西新宿7-4-4-5Fハポン新宿
T +81 (0)3 3707-3484
F +81 (0)3 5716-4186
www.jp.fsc.org

お問い合わせ:
j.hontelez@fsc.org (FSC 本部)
s.yasui@jp.fsc.org (FSC ジャパン)

www.fsc.org